

島田市告示第192号

島田市住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月28日

島田市長 染谷 絹代

島田市住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済を活性化することにより、エネルギー価格の高騰によって大きな影響を受けている市内の事業者を支援するため、住宅の設備の更新又はリフォームを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存設備 既に住宅に設置されている設備をいう。
- (2) 省エネルギー設備 既存設備と比較しエネルギーの消費量の削減が見込まれる同種の設備をいう。
- (3) 設備の更新 既存設備を撤去し、新たに購入した省エネルギー設備を住宅に設置することをいう。
- (4) リフォーム 省エネルギー化を目的とした改修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅の設備の更新又はリフォームを行う者であること。
- (2) 既存設備が自己の所有に属しない場合にあつては当該既存設備の所有者から設備の更新の実施について、リフォームを行う住宅が自己の所有に属しない場合にあつては当該住宅の所有者からリフォームの実施について承諾を得ていること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、住宅の設備の更新又はリフォームのうち、次の各号の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有するものをいう。以下同じ。）から省エネルギー設備を購入するものであること。
- (2) 設備の更新又はリフォームに係る工事を実施する場合にあつては、市内業者が当該工事を請け負い、かつ、施工するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費であつて、別表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の補助金等の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。

(補助額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の5分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、上限額を20万円、下限額を2万円とする。

2 補助金の交付は、一の世帯につき、1回とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(3) 補助対象経費に係る見積書等の写し

(4) 設備の更新を行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア 既存設備の現況及び省エネルギー設備の設置予定箇所の現況が分かる写真

イ 既存設備及び省エネルギー設備の仕様が分かる書類

(5) リフォームを行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア リフォームの実施予定箇所の現況が分かる写真

イ リフォームの内容が分かる書類

(6) 承諾書（第3条第2号に規定する場合に該当する場合に限る。）（様式第3号）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする事。

(2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求めがあった場合は、補助対象事業に関する書類を提出しなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が第8条第1項各号に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない

い。

- (1) 変更事業計画書（様式第1号）
- (2) 変更収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 補助対象事業を実施したことが分かる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定の通知）

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限の期間）

第14条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条に規定する補助金交付決定通知書により交付の決定を受けた者に係る補助金の交付については、第14条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
----	--------

<p>1 設備購入費</p>	<p>次の各号に掲げる省エネルギー設備の購入に要する経費（市内業者から購入したものに限り、中古品の購入及びリース又はレンタルに要するものを除く。）</p> <p>(1) エアークンディショナー（2027年度の省エネ基準達成率（経済産業省が定める省エネ基準達成率をいう。以下同じ。）が100パーセント以上のものに限る。）</p> <p>(2) 冷蔵庫（2021年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上のものに限る。）</p> <p>(3) 照明器具（2020年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上のものに限り、電球のみの購入を除く。）</p> <p>(4) 給湯器（2025年度の省エネ基準達成率が100パーセント以上のもので、かつ、電気、ガス又は石油を利用して給湯するものに限る。）</p>
<p>2 工事費</p>	<p>設備の更新に係る工事費（設備の更新に付随して行われる住宅の整備工事、基礎工事、外構工事等を除く。）</p>
<p>3 リフォーム費</p>	<p>次の各号に掲げるリフォームに要する経費</p> <p>(1) 外壁、屋根、天井、床、開口部等の断熱化に係るリフォーム</p> <p>(2) 屋根、屋上、開口部等の日射遮蔽（遮熱塗装を含む。）に係るリフォーム</p> <p>(3) 熱を外部に逃がすことを目的とした換気機能等の向上に係るリフォーム</p> <p>(4) 前3号に掲げるリフォーム以外のリフォームで、市長が特に必要と認めるリフォーム</p>
<p>4 その他経費</p>	<p>1の項から3の項までに掲げる経費以外の経費で、市長が特に必要と認める経費</p>

様式第1号（第7条、第10条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

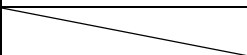
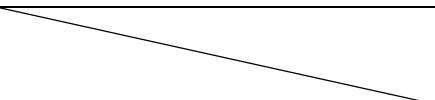

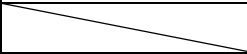
1 他の補助金等の併用

他の補助金等の併用	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 無
-----------	---

2 設備の更新又はリフォームの実施場所及び実施期間

住 宅 の 種 類	持ち家・借家・アパート・その他（
所 在 地	島田市
着 手（ 予 定 ） 年 月 日	
完 了（ 予 定 ） 年 月 日	

3 設備の更新の概要

1	設 備 の 種 類		
		既 存 設 備	省 エ ネ ル ギ ー 設 備
	メ ー カ ー		
	型 式		
	省 エ ネ 基 準 達 成 率		
	設 置（ 予 定 ） 年 月 日		
	備 考		
2	設 備 の 種 類		
		既 存 設 備	省 エ ネ ル ギ ー 設 備
	メ ー カ ー		
	型 式		

省エネ基準 達成率		
設置（予定） 年 月 日		
備 考		

4 リフォームの概要

5 リフォームによる住宅の省エネルギー効果

(注)

- 1 「1 他の補助金等の併用」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「3 設備の更新の概要」の欄は、設備の更新を行う場合のみ記入し、更新する設備が3つ以上ある場合は、適宜欄を追加してください。
- 3 「4 リフォームの概要」及び「5 リフォームによる住宅の省エネルギー効果」の欄は、リフォームを行う場合のみ記入してください。
- 4 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。
- 5 必要に応じ、上記記入内容を説明する資料（報告書、写真等）を添付してください。

様式第2号（第7条、第10条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
自己資金 (借入金 を含む。)	円	円	円	円	
市補助金 (b)					
その他					
計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
補助対象 経費 (a)	円	円	円	円	
補助対象 外経費					
計	円	円	円	円	

3 補助対象経費の内訳

区 分	補 助 対 象 経 費 の 内 訳	補 助 対 象 経 費 の 額 (円)
設 備 購 入 費		
工 事 費		
リ フ ォ ー ム 費		
そ の 他 経 費		
合 計 額		(a)
補助金交付申請額 ((a) の 1 / 5 以内、 1,000円未満切り捨て)		(b)

承諾書

年 月 日

島田市長

住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]

所有者 氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

電話番号

私は、この度、私が所有する下記の既存設備 住宅 について、 が、島田
市住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金交付要綱に基づく 設備の更新
リフォーム
を行うことを承諾します。

記

1 既存設備又は住宅の種類

(1) 既存設備 エアークンディショナー・冷蔵庫・照明器具・給湯器

(2) 住宅 貸家・アパート・その他 ()

2 住宅の所在地 島田市

(注) 既存設備又は住宅の種類については、該当するものを○印で囲んでください。その他の場合は、括弧内に具体的な住宅の種類を記入してください。